

3月号（474号）

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を提起され、昨日の第 1 回口頭弁論期日に出頭した父上  
が急死した。ついさっきまで父上から様々な相談を受けていたあなたは、この訴訟をどう  
すべきか。あなたが父上の相続人であるとして、検討しなさい。

2月号（473号）

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を提起され、昨日の第 1 回口頭弁論期日に出頭した父上から、あなたは以下の相談を受けた。

「昨日の期日で、『原告が俺に金を貸し付けたっていう日、俺は墓参りで田舎に帰省していて、会えるはずがなかった。そのことは日記をつけているから確かだ。』って言ったら、原告にその日記について文書提出命令とかいうのを申し立てられた。日記なんて誰にも見せたくないんだけど、日記を見せる必要なんてあるのか？」

当該日記が冊子体のものとして実際に存在し、かつ、特定可能であることを前提として、その文書提出義務の存否、および、存在する場合にはその範囲を明らかにし、かつ発言の撤回によって提出義務を免れうるか検討しなさい。

1 月号（472 号）

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を提起され、昨日の第 1 回口頭弁論期日に出頭した父上から、あなたは以下の相談を受けた。

「昨日裁判所に行って、『原告の言ってることみんな嘘です』と言ってやったら、期日が終わった後、裁判官から和解を検討してほしいって言われたんだ。(1)原告と俺との間にいっさいの権利義務関係が存在しないこと、(2)原告は俺に今後一切訴えを提起しないこと、それぞれを確認するっていうんだ。それができれば御の字だけど、そんなこと原告が同意したとして可能なのか？」

訴訟上の和解の意義と性質を確認した上で、(1)(2)を内容とする訴訟上の和解が可能か、それぞれ検討しなさい。

12月号（471号）

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を提起され、昨日の第 1 回口頭弁論期日に出頭した父上から、あなたは以下の相談を受けた。「昨日裁判所に行って、『原告の言ってることみんな嘘です』と言ってやった。そしたら、やっぱり俺には見覚えのない原告が、『訴えを取り下げます』と言ってきたんだ。裁判官から『同意しますか？』って訊かれたけど、よく分からないからそのまま帰ってきた。どうすればいいんだ？ もう放っておいていいか？」

父上の言い分がすべて事実であるとして、現状がどういう状態か説明し、かつ、父上はどうすべきであるか検討しなさい。なお、裁判官は父上の同意が必要であることを前提にしているようであるが、この妥当性についても併せて検討しなさい。

11 月号（470 号）

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を提起され、昨日の第 1 回口頭弁論期日に出頭し、請求原因事実を否認した父上から、あなたは以下の相談を受けた。「昨日、法廷で裁判官を見て、なんか見覚えあるなと思ったんだ。で、昨晚、中学校の卒業アルバムを見て、同級生の K だったことに気が付いた。さんざんいじめた奴だから、あいつは俺に判決で復讐するにきまつてる。K を別の裁判官に代えてもらうことはできないか？」

父上の言い分がすべて事実であるとして、K 裁判官を代えることの可否を検討しなさい。なお、K が裁判官であることも前提としてよい。

10月号（469号）

金 300 万円の貸金返還請求訴訟（以下、「本件前訴」）を原告が住む隣の A 地方裁判所に提起され、明日午前 10 時の第 1 回口頭弁論期日に呼び出されている父上から、あなたは以下の相談を受けた。

「実は、原告から貸した金 300 万円を返せっていう訴状が、今日になってもう 1 通届いたんだ。今度は家から 4 時間はかかる C 地裁に来月呼び出されている。明日の A 地裁の事件と同じみたいだから、C 地裁の事件の方は放っておいていいか？」

C 地裁に法定管轄は生じないこと、および、C 地裁に提起された訴え（以下、「本件後訴」）の訴状中に記された請求の原因および趣旨は本件前訴と全く同じであることを前提として、本件後訴への応訴および応訴準備行為を一切せずに本件前訴への応訴にのみ父上は注力した場合に生じる訴訟上の不利益について検討しなさい。何がしかの不利益が生ずるということであれば、その回避策も検討しなさい。

9月号（468号）

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を隣の A 地方裁判所に提起され、明日午前 10 時の第 1 回口頭弁論期日に呼び出されている父上から、あなたは次の相談を受けた。「うちから徒歩 5 分のところに B 地裁があるのに、なんで電車で 2 時間かけて A 地裁まで行かなきゃならないんだ？B 地裁で済ませるわけにはいかんのか？」

原告の住所地を管轄する裁判所が A 地裁であり、父上の住所地を管轄する裁判所が B 地裁であることを前提として、(1)B 地裁が管轄裁判所であること、(2)A 地裁も管轄裁判所と考えられることを説明した上で、(3)明日の口頭弁論期日に出頭するとすれば A 地裁に行かざるを得ないこと、(4)以後の父上の訴訟追行を B 地裁で行うために必要な申立てと認められる見通しの有無をそれぞれ明らかにしなさい。

8月号（467号）

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を提起された父上に対し、訴え提起自体が不法行為に該当し、その応訴のために弁護士に委任した場合、原告にその弁護士費用を償還請求できるかもしれないことを伝えたあなたは、以下の依頼を受けた。

「原告を俺は知らないくらいだから、訴訟はでたらめで、不法行為に決まってるじゃないか。じゃあ、俺が弁護士を雇って応訴とやらをするから、その費用をお前が立て替えてくれよ。いずれ返ってくるんだから、いいだろう？」

原告の当該訴訟提起が不法行為に該当すると言えるために、どのような事実が必要かを明らかにした上で、父上の立替払いの依頼を受けるべきか否か判断しなさい。必要があれば、裁判を受ける権利、ないし訴えを提起する権利がどのような性質をもつかについても検討しなさい。訴状中に請求原因事実の記載はあるものの、それらの事実はいずれも存しないものと仮定しなさい。



7 月号（466 号）

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を隣県の地方裁判所に提起され、明日午前 10 時の第 1 回口頭弁論期日に呼び出されているが仕事で出廷できないという父上に対し、弁護士を訴訟代理人として選任し、同期日に出廷させるよう助言したあなたは、以下の質問を受けた。「弁護士に依頼するって、一体いくらかかるんだよ？その金は、国かなんかが出してくれるのか？そうじゃないとして、俺がこの訴訟で勝ったら、原告から取り返せるのか？」最初に弁護士費用について、民事訴訟法上どのような位置づけが与えられているかを確認した上で、それぞれの質問に対して、民事訴訟法以外の規律にも言及して回答しなさい。

6月号（465号）

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を他県の地方裁判所に提起され、明日午前 10 時の第一回口頭弁論期日に呼び出されているという父上から、あなたは以下の相談を持ち掛けられた。

「俺は明日仕事だから、民事訴訟法を大学で勉強したお前が俺の代理人として『期日』とやらに行って来て、原告の言うことは全てうそだと言ってきてくれよ。お前にとっても民事訴訟の現場に触れる良い機会じゃないか。」

あなたが父上の代理人として期日に出頭し、原告の請求原因事実を否認しようとした場合、民事訴訟法上どのように評価されるのか説明しなさい。なお、検討に際しては、あなたが弁護士でないことを前提としなさい。

5 月号（464 号）

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を提起され、明日午前 10 時の第 1 回口頭弁論期日に呼び出されているという父上から、あなたは以下の相談を持ち掛けられた。

「俺は明日仕事だから、民事訴訟法を大学で勉強したお前が俺に成りすまして『期日』とやらに行ってきて、原告の言うことは全てうそだと言ってきてくれよ。お前にとっても民事訴訟の現場に触れる良い機会じゃないか。」

あなたが父上のふりをして期日に出頭し、原告の請求原因事実を否認した場合、その行為が民事訴訟法上どのように評価されるのか説明しなさい。検討に際して、被告がだれであるかの検討から始めなさい。

4 月号（463 号）

あなたは父上から、以下の相談を持ち掛けられた。「民事訴訟法を大学で勉強したというお前に教えてほしい。実は、俺のところに 2 週間ほど前、『訴状』とかいうものが届いた。その中で、どうやら貸した金 300 万円を返せって言われてるみたいなんだが、俺には借りた覚えがない。ていうか、『原告』って奴、ぜんぜん知らないんだ。これ質の悪いはずだよ。オレオレ詐欺が流行ってるご時世だから、この『訴状』、放っておいていいかな？明日 10 時に来いって呼出しを受けてるんだけど、その日ふつうに仕事だよ。」

父上が訴状を受領したまま放置するとどのような不利益が当該訴訟において生じるかを説明した上で、その不利益が明日直ちに生ずるのを回避する、ないし、生じたとしても消滅させるための方策をそれぞれ複数検討しなさい。回答にあたっては、父上は当該訴訟のための準備を何一つしていないこと、そして、原告は父上に協力的ではなく、あらゆる合意の成立見込みはないことを前提としなさい。